

# 公益社団法人自動車技術会技術部門貢献賞規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款施行規程第7条の規定に基づき、定款第5条第6号の事業の一つとして行う技術部門貢献賞の募集、選考、授賞に関する事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 技術部門貢献賞は、技術会議部門委員会（以下、「部門委員会」という）の活発な活動を促し、もって技術会議活動の活性化に資することを目的とする。

(種類)

第3条 賞の種類は、「技術部門貢献賞」とする。

## 第2章 募 集

(対象となる者の資格)

第4条 第3条に掲げる賞の対象となる者の資格は、募集期間の前年度における部門委員会の委員長、幹事及び委員（以下、「委員長等」という）とする。

2 前項の対象となる者には、前年度の任期途中で就任又は退任した委員長等を含む。

3 前2項の対象となる者には、過去に技術部門貢献賞を受賞した者は除く。

(募集方法)

第5条 応募者の募集は、毎年行うものとし、募集要項を部門委員会委員長へ通知し、応募を依頼する。

(募集期間)

第6条 募集期間は、技術会議議長が定める期日とし、本会事務局にて受け付ける。

(応募)

第7条 応募は、部門委員会の推薦によるものとし、推薦書の様式は処理基準により定める。

## 第3章 選 考

(選 考)

第8条 候補者の選考は、技術会議傘下の各部門委員会における合議で行う。

(授賞件数)

第9条 授賞件数は、技術会議傘下の各部門委員会ごとに原則1名以内とする。

(受賞者の決定)

第10条 技術会議議長は、各部門委員会の選考結果を承認したうえ受賞者を決定し、技術会議、表彰会議及び理事会へ報告しなければならない。

## 第4章 授 賞

(授賞及び紹介)

第11条 授賞は、受賞者の決定を行なった年の技術会議合同会議において行う。

2 受賞者には技術会議議長より賞状を授与する。

3 賞状は技術会議議長名とし、受賞内容を会誌「自動車技術」及びホームページに掲載する。

## 第5章 補 則

(処理基準)

第12条 推薦書の様式及び賞状の様式その他この規則の実施に関し必要な事項については、技術会議運営検討委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、2008年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)
- 3 第9条及び第10条の改正は2013年1月31日から施行する。